

令和3年度(2021年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン【概要】

熊本県教育委員会

1 検査室の設定等

- 検査室の座席間の距離の確保（受検生間1メートル以上）
※ 面接時は受検生間及び評価者との距離を2メートル以上
- 検査室の清掃及び机・椅子並びに検査に使用する器具・用具の消毒（検査前後も含めて各日消毒）
- 発熱・咳等の症状のある受検生への対応として別室の準備

3 別室での受検生への対応

- 以下の①～⑥の対象者については基本的に別室で対応
 - ①体調不良者（通常の疾患やけが等）
 - ②インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）
 - ③当日発熱・咳等の症状のある者
 - ④特別の事情によりマスクの着用が困難な者
 - ⑤医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
 - ⑥学校が教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外の合理的配慮を要する者
- 別室では以下の感染対策を行う。
 - ・受検生同士及び検査監督者との間に2メートル以上の間隔をとる。（答案回収時はこの限りではない）
 - ・受検生及び検査監督者の感染対策の徹底（マスク、手指消毒、換気等）等

2 各種感染防止策

- 受検生及び検査監督者の原則マスクの着用（未所持者には提供）
- 検査室入退出時の手指消毒を義務付け（検査室毎に消毒液を配置）
- こまめな換気の実施（少なくとも各検査等（1教科）終了毎に10分以上）
- トイレ等の混雑を避ける工夫（マーキングや視覚的案内紙の掲示等）
- 検査場への移動や入室時等の混雑を避ける工夫（一定の距離を空ける等）
- 休憩時間や昼食時の三密回避（他者との接触や会話を控える、食事は指定された席でとる等）

4 特別措置の実施

- 特別支援学校高等部等入学者選抜において、新型コロナウイルス感染者等の対象に該当し、出身中学校長から出願先の特別支援学校長に連絡があり、「特別措置願」を申請期間以内に提出し、承認を得た場合は、特別措置を行う。

【特別措置の内容】

- 検査日における検査は行わず、出願者の出身学校から提出された調査書等の書類を資料として、各特別支援学校高等部等の教育に対する適性について判定し、選抜を行う。
- ※ ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科の入学者選抜においては、特別措置は講じない。
 - ただし、該当の受検者が他の高等部等入学者選抜を受検しなかった場合においては、県教育委員会の承認を受け、2校の二次募集（実施された場合のみ）への出願を認める。